

地福第469号
平成29年8月14日

各市町村長様
(民生主管課)

島根県健康福祉部地域福祉課長

第30回社会福祉士国家試験の施行について（通知）

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長から通知がありましたのでお知らせします。

平成22年度の試験から、島根県（松江市）が試験地として追加されました。

できるだけ多くの方が島根県で受験されるよう、関係先への周知等、格別の御配意をいただきますようよろしくお願いします。

[試験に関する照会先]

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声及びファクシミリ)

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>



【担当】

地域福祉課

地域福祉グループ 近藤

TEL 0852-22-6822

FAX 0852-22-5448

社援基発 0804 第 1 号
平成 29 年 8 月 4 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

第 30 回社会福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、第 30 回社会福祉士国家試験の概要及び社会福祉士国家試験委員につきましては、下記のとおりです。

記

1. 社会福祉士国家試験の概要

（1）試験期日

平成 30 年 2 月 4 日（日）

（2）試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（3）試験科目

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に

に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

(4) 受験資格

社会福祉士及び介護福祉士法第7条及び同法施行規則第1条の2に規定する者

(5) 合格者の発表

試験の合格者は、平成30年3月15日（木）午後に厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

① 受験書類受付期間

平成29年9月7日（木）から平成29年10月6日（金）

※当日消印有効

② 受験書類の提出先

公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

(7) 受験手数料

一般受験者 15,440円

同時受験者 13,980円

科目免除者 13,020円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559（音声およびファクシミリ）

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 社会福祉士試験委員

試験委員長	坂田 周一	小笠原浩一	川崎二三彦	後藤 澄江
副委員長	秋元 美世	野村 豊子	福田 素生	和氣 康太
	鶴岡 浩樹	青柳 親房	明渡 陽子	上之園佳子
委員	相原 佳子	天田 城介	荒井 浩道	石川 正興
	朝日 雅也	岩崎 香	岡田 直人	荻野 剛史
	井村 修	金子 恵美	上山 泰	川島ゆり子
	小原眞知子	木村 容子	今野 広紀	佐藤 博
	菊池 韶実	澁谷 昌史	嶋崎 尚子	生島 浩
	潮谷 恵美	諏訪 徹	高木 憲司	田澤あけみ
	須藤 昌寛	玉野 和志	得津 憲子	所 めぐみ
	田中 尚	長倉真寿美	永田 祐	中村 高康
	内藤佳津雄	西岡 正次	西田 和弘	西村 幸満
	難波 利光	原 元彦	福原 宏幸	藤井 博志
	畠本 裕介	堀越由紀子	松原 由美	丸谷 浩介
	伏見 恵文	道中 隆	宮岡 佳子	宮崎 清恵
	丸山 桂	森川 美絵	柳田 正明	山縣 文治
	宮島 渡	山田 晋	吉田 輝美	綿 祐二
	山口 麻衣			

社会福祉士

(平成17年3月29日)

国際試験

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号、以下「法」という。)第6条の規定により、第30回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成29年8月4日

厚生労働大臣 塩崎恭久

1 試験期日 平成30年2月4日(日曜日)

2 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、

石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、

鹿児島県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県、兵

庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛

県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

3 実験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理

学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、

現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の

基礎と専門職、相談援助の理論と方法、地域福

祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉

サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対

する支援と介護保険制度、障害者に対する支援

と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支

援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支

援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支

援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生

保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、其の申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理學理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、障害者に対する支援と介護保険制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理學理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保険、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チエック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五択択一とする多肢選択形式とし、出題数は150問、総試験時間数は240分とする。

(3) 出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)、大学院若しくは専修学校の専門課程(修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。)において文部科学省令「厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業し、若しくは修了した者(平成30年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。)又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指導員及び相談援助実習(以下「実習科目」という。)を修めて卒業し、若しくは修了、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)(以下「大學等」という。)において実習科目を修めて卒業した者(平成30年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)、専修学校の専門課程(修業年限3年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限3年以上のものに限る。)(以下「3年制専修大学等」という。)において指定科目を修めて卒業した者(平成30年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限2年以上のものに限る。)(以下「2年制専修学校」という。)において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの(平成30年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)

則」という。)第2条に規定する施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑤までに掲げる科目とする。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムの

うち1科目

② 現代社会と福祉

③ 社会調査の基礎

④ 相談援助の基礎と専門職

⑤ 相談援助の理論と方法

⑥ 地域福祉の理論と方法

⑦ 福祉行政と福祉計画

⑧ 社会保障

⑨ 高齢者に対する支援と介護保険制度

⑩ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑪ 保健医療サービス

⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

⑬ 相談援助実習

⑭ 相談援助実習指導

⑮ 相談援助実習

⑯ 相談援助実習指導

⑰ 社会調査の基礎

⑱ 相談援助の基礎と専門職

⑲ 福祉行政と福祉計画

⑳ 福祉サービスの組織と経営

㉑ 社会保障

㉒ 高齢者に対する支援と介護保険制度

㉓ 低所得者に対する支援と生活保護制度

㉔ 保健医療サービス

㉕ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

3) 専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限2年以上のものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの(平成30年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)

①から⑤までに掲げる科目とする。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論

と心理的支援、社会理論と社会システムの

うち1科目

② 現代社会と福祉

③ 社会調査の基礎

④ 相談援助の基礎と専門職

⑤ 相談援助の理論と方法

⑥ 地域福祉の理論と方法

⑦ 福祉行政と福祉計画

⑧ 社会保障

⑨ 高齢者に対する支援と介護保険制度

⑩ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑪ 保健医療サービス

⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

⑬ 相談援助実習

⑭ 相談援助実習指導

⑮ 相談援助実習

⑯ 相談援助実習指導

⑰ 社会調査の基礎

⑱ 相談援助の基礎と専門職

⑲ 福祉行政と福祉計画

⑳ 福祉サービスの組織と経営

㉑ 社会保障

㉒ 高齢者に対する支援と介護保険制度

㉓ 低所得者に対する支援と生活保護制度

㉔ 保健医療サービス

㉕ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

1年

以上従事する見込みの者を含む。)

制度、更生保護制度のうち1科目

(5) 3年制短大等において基礎科目を修得して卒業した者（次回において授業を行う学科若しくは講義又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める施設に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(9) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条の2第3項に規定する者であつて、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(10) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通習による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条の2第6項に規定する者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(11) 学校教育法に基づく短期大学若しくは専門学校を卒業した者又は施行規則第1条の2第9項に規定する者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成30年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書　施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真　受験申込前6月以内に撮影して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　精神保健福祉士である者であつて、試験科目の免除を申請するものが提出する書類精神保健福祉士登録証の写し。

ウ　5の(1)に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証

書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書類）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

ア 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

イ 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成29年9月7日(木曜日)から平成29年10月6日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返送及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先が変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

オ 受験手数料

ア 受験手数料は、15,440円とする。ただし、第20回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は13,930円、精神保健福祉士である者であつて試験科目の免除を申請する者は13,020円とする。それぞれ該当する受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5種式紙込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

ロ 受験票の交付 受験票は、平成29年12月8日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7 合格基準の考え方

- (1) 同種の総得点の60%程度を基準として、開題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の13科目群(以下「試験科目」)すべてにおいて得点があつた者であること。

 - ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理学
 - ③社会理論と社会システム
 - ④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法
 - ⑥福祉行政財政と福祉計画 ⑦社会保障 ⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度
 - ⑨低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑩保健医療サービス ⑪権利擁護と成年後見制度
 - ⑫社会調査の基礎 ⑬相談援助の基礎と専門職 ⑭相談援助の理論と方法 ⑮福利サービスの組織と経営 ⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭扶助制度 ⑱就労支援サービス
 - ⑲更生保護制度

8 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、平成30年3月15日（木曜日）午後に、厚生労働省及び公益財團法人社会福祉振興・試験センターにその受験登録番号を掲示して発表するとともに、公益財團法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成30年3月15日（木曜日）に封函し郵送により交付する。

(3) 本業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、平成30年3月31日（土曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、本業見込書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以後に合格証書を封函し郵送により交付する。6の(1)のウから方に示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手

- その他の請求

(1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559(音声及びファクシミリ) ホームページ<http://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告
第30回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成28年8月4日

試験委員長	坂田 周一	厚生労働大臣	塙崎 栄久
副委員長	秋元 美世	小笠原浩一	川崎二三彦
委員	後藤 澄江	鶴岡 浩樹	野村 登子
	福田 素生	利氣 康大	
	相原 佳子	青柳 雄也	明徳 天田
	上之国佳子	朝日 達也	井村 翔野
	荒井 浩道	正興 仁	上山 木村
	岩崎 小原真知子	直美 恵美	木村 潮谷
	川島ゆり子	馨 博	佐藤 崇晴
	今野 広紀	尚子	生島 美治

須藤 昌寛 謹訪 徹 高木 緑司

- 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)。以下「法」という。第6条の規定により、第20回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第4項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。
精神保健福祉士国家試験の施行

平成 29年 8月 4日	原生労働大臣 塩崎 淳久
試験期日 平成30年 2月 3日 (土曜日) 及び 4日 (日曜日)	西田 原 伏谷 光一 中村 藤井 道中 宮崎 由紀子 西村 畑原 宏幸 松原 道中 宮崎 清恵 福原 堀越由紀子 柳田 柳田 正明 丸山 宮崎 正明 山田 吉田 背美
大阪府、広島県及び福岡県	元彦 恵文 佐々木 美絵 高槻 和弘 佐藤 浩介 麻衣 布二

支援と生活保護制度、
福祉行政財政と福祉計画

- 試験の方法

試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チャート等による試験を行うほか、試験時間等の延長等必要な配慮を行う。

解答用紙等による試験を行うほか、試験時間等の延長等必要な配慮を行う。

出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。

出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

受験資格 次のいずれかに該当する者

① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)若しくは専修学校の専門課程(修業年限4年以上のものに限る。)において精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業した者(平成30年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者(平成30年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり(精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令を除く)。(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)第1条に掲げる科目であること。

ただし、法第7条第4号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑩までに掲げる科目とする。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と社会システムの基礎知識
② 心理的支援、社会理論と社会システムの基礎知識
うち1科目
③ 現代社会と福祉
④ 地域福祉の理論と方法
⑤ 社会保障